

## 令和 2 年度における短期借入金借換えについて

## ＜根拠法令＞

○地方独立行政法人法  
(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

○桑名市地方独立行政法人法施行細則  
(短期借入金の認可の申請)

第 15 条 法人は、法第 41 条第 1 項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第 2 項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## ＜令和 3 年 3 月における短期借入金の状況＞

短期借入見込額： 500,000,000 円

借換えの時期： 令和 3 年 3 月 31 日

(参考) 中期計画で定める短期借入金の限度額 1,800,000,000 円